

## 富山県内産業観光推進事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が富山県の産業観光の活性化と推進に寄与するため、富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行の造成を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業観光施設 富山商工会議所のホームページに現に掲載されている最新版「富山産業観光図鑑」（富山県広域産業観光推進委員会／富山県商工会議所連合会 発行）に掲載の施設及び機構会長が同等と認める施設
- (2) 公共性の高い団体 教育機関における、部・クラブ、サークル、ゼミナール等や町内会の児童クラブ、老人会等
- (3) 学校の行事 修学旅行や遠足等、既に予定されている学年、学校単位の旅行
- (4) 幼児 未就学児（小学生未満）
- (5) 交通機関の利用に係る費用 路線バス・貸切バス・電車・新幹線・飛行機等利用代金
- (6) その他移動に係る費用 レンタカー、有料道路利用代金等
- (7) 産業観光施設に係る利用代金 産業観光施設の入場料、見学料、体験料等の当該施設利用にかかる費用がこれにあたる。施設内の飲食代金又は商品等購入代金は含めない。

### (助成金の交付対象)

第3条 機構は、富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行の造成にあたり、その造成を行う者から申請されたもののうち、機構会長が認めたものについて、その仕入費用に対し助成金を交付するものとする。

### (交付の条件)

第4条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の申請者は、旅行業登録をしている旅行事業者の他、機構が認めた公共性の高い団体も対象とする。ただし、学校の行事は対象外とする。
- (2) 産業観光施設を2件以上利用し、うち1件は、必ず体験・見学施設を組み込むこと。体験・見学施設は、別表1に定めるものとする。
- (3) 参加人数が、15名以上であること。ただし、添乗員、幼児は、参加人数に含めない。
- (4) 旅行の出発日が、4月1日から4月10日、6月から9月、11月から3月であること。また、旅行が3月31日までに全て終了すること。
- (5) 同一内容のものを複数回実施する場合は、そのうち1回のみを対象とする。
- (6) 富山県内における移動は、全員同一行動とする。
- (7) 旅行の仕入代金のうち、交通機関の利用及びその他移動に係る費用と産業観光施設に係る利用代金の合算が、4万円以上であること。

(助成金額)

第5条 助成金額は、別表2に掲げる区分に応じ、予算額の範囲で交付する。

別表2

区分	助成金額		
	4月、6～9月	11月～3月	
産業観光施設利用第4条の条件を満たすもの	下記に該当しないもの	3万円	4万円
	県内バス事業者利用	4万円	5万5千円
	県内宿泊施設利用		
	県内バス事業者と県内宿泊施設の両方利用	5万円	7万円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、富山県内産業観光推進事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を実施の1か月前までに機構に提出しなければならない。申請書には申請者名のレターへッドが入り、全行程を記述した旅行日程表、旅行費用見積書等を添付するものとする。

(交付の決定)

第7条 機構は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、申請した者に文書で通知する。

(遂行状況の報告)

第8条 機構は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成者」という。）に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の場合において、機構は、助成者が提出する報告により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第9条 助成者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した富山県内産業観光推進事業実績報告書（様式第2号）及び報告に必要な書面を機構に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定等)

第10条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し、文書により助成者に通知するとともに、

助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 機構は、助成者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件を満たさないときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(細則)

第 12 条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 26 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 27 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 29 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 30 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、平成 31 年（2019 年）度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和 3 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和 6 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和 7 年度分の助成金から適用する。

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日以降申請があった助成金から適用する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 5 月 10 日一部改正

平成 30 年 4 月 2 日一部改正

平成 31（2019）年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 7 月 1 日一部改正